

困難や生きづらさを抱える子どもを支援します!!

ヤングケアラーって?

法令上の定義はありませんが、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

～例えばこんな子どもたちです～



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

(©厚生労働省)

※滋賀県では、一般的に18歳未満とされる「ヤングケアラー」について、20歳代の若者までを含めて、「子ども若者ケアラー」として幅広く支援していきます。

ヤングケアラーを支援する民間団体の活動を支援します!

今年度、以下2つの団体の活動を支援します。

悩み相談やヤングケアラー同士で集まるオンラインサロン等、様々なイベントや活動を行っています。

NPO法人 こどもソーシャルワークセンター



夏に行われたヤングケアラーのキャンプにて琵琶湖のアクティビティの様子

こどもソーシャルワークセンターでは、若者ケアラーの力を借りて、ヤングケアラーが子どもらしい時間を過ごせる居場所づくりやつながりの場づくり(オンラインサロン)を毎週行っています。

相談窓口▶090-1710-4378

住所▶大津市観音寺9-8

HP▶<http://cswc2016.jp>

NPO法人 芹川の河童



第三の居場所でカードゲームをしている様子

「若者の居場所「誰にも会いたくないカフェ」、誰でも来れる地域の居場所「地域循環型未来食堂みんなの食堂」、子どもの居場所「子ども第三の居場所」など、居場所事業を中心に運営しています。子ども食堂やおすそ分けDAYなど様々な体験メニューを実施。当日参加可能です。ぜひお越しください。

相談窓口▶080-4012-7738

住所▶彦根市河原1丁目2-7 MAIL▶kappa.minsyoku@gmail.com

HP▶<https://minna5.com>

ケアリーバーって?

虐待や貧困等の理由で親と暮らせず、児童養護施設や里親家庭などで育った社会的養護の経験者のことをいいます。保護(ケア)を離れた人(リーバー)の意味です。

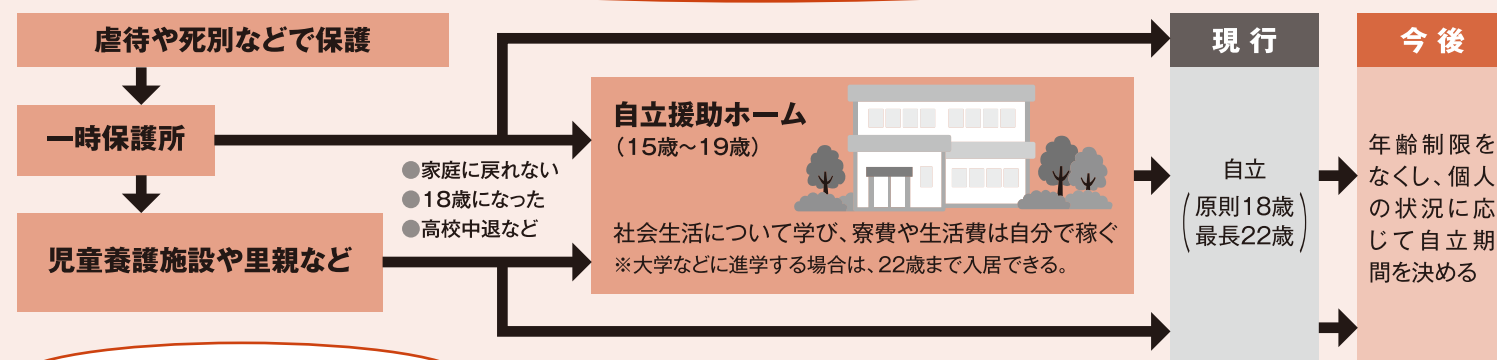
18歳の壁

原則として18歳に到達すると社会的養護から離れて自立を求められます。しかしながら施設等を離れても頼れる大人が身近にいないケースが多く、生活苦に陥り、孤立しやすいという実情があります。「18歳の壁」とも呼ばれています。こうした実情を踏まえ、ケアリーバーに対し自立支援の充実を図ることが求められています。

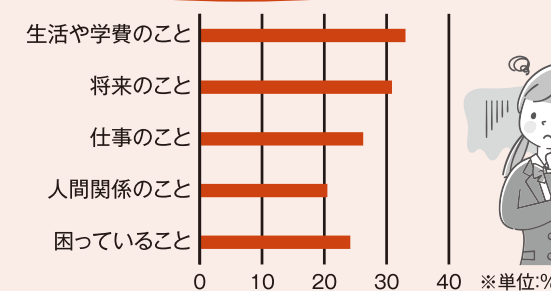
滋賀ならではの地域養護の取組み

ケアリーバーをはじめとする困難や生きづらさを抱える若者が自立に向けて直面する様々な課題を、福祉や就労、保健医療、教育、司法等の関係者や県民等が共働してサポートしていく「地域養護」の取組が進められています。令和3年に社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会が事務局となって滋賀県地域養護推進協議会が設立され、様々な生きづらさを抱える若者たちへの相談支援として、困りごとの解決策と一緒に考えたり、利用可能な福祉サービスの申請をお手伝いするなどの取組や孤立を防ぎ、つながりつづけるための居場所である若者食堂の活動を行っています。主な活動場所としては守山市内に「つながり若者センター Mother Board(マザーボード)」があります。また、今秋には第二の活動場所として彦根市内に「つながり若者センター Cozy Town(コージータウン)」を開設予定です。

社会的養護の流れと自立支援のイメージ (ケアリーバー等の支援のイメージ)



現在困っていることや不安なこと



※厚生労働省が2021年に公表したケアリーバーの実施把握に関する調査研究報告書参照

| 国 | 滋賀県 |
|---|--|
| 大学などの進学者で条件を満たした場合、家賃や生活費の貸付け ケアリーバー支援の例 | 福祉や就労、保健医療、教育、司法等の関係者や県民等が共働してサポートするため滋賀県地域養護推進協議会が設立された ●相談支援や居場所づくり等を実施 |
| 大学、専門学校等 | |
| 入学費や授業料などの免除や減額 | |

地域養護のお問い合わせ先 ▶ 地域養護推進協議会事務局(滋賀県社会福祉協議会 地域養護係) TEL.077-567-3924